

# 保存版

令和7年

保護者の皆様

京都市立朱雀第三小学校  
校長 畠澤 啓太郎

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、**京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は**、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

### 1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を**臨時休業**とします。

○学校所在の中京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で**震度5弱以上**を観測した場合の措置です。

○**下校後、深夜0時まで**に発生した場合は**翌日を臨時休業**とします。

また、**深夜0時以降、登校まで**に発生した場合は**当日を臨時休業**とします。

○**休業日、休業前日の下校後**に発生した場合は、原則として**休業明けの登校日を臨時休業**とします。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校からすぐ一の配信・ホームページにより連絡します。

### 2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くことといたします。

帰宅については、『非常時に緊急下校する場合の対応について』に記載しております通り、**保護者への引き渡し帰宅**とします。

### 3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いいたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいいたします。